

津波等発生時における緊急避難場所を変更しました

【問合わせ】防災安全課 ☎84-0626

津波等から身を守るためには、すみやかに高台に避難する必要があります。高台までの避難に時間的余裕がなく避難が困難な場合には、緊急的・一時的に避難する施設が必要です。市では緊急避難場所を市内17か所指定し、市民が避難する場所を確保しています。緊急避難場所の一覧は、QRコードからご確認ください。

● 変更する緊急避難場所 ●

『ビジネスホテルアーク』（半田市旭町） ➡ 指定解除（令和4年12月13日）

『ライオンズ半田ブライトマークス立体駐車場』（半田市南本町） ➡ 追加指定（令和5年4月1日）



▲緊急避難場所一覧



後期高齢者医療保険料

均等割額軽減に係る基準額が変わります



【問合わせ】国保年金課医療福祉担当 ☎84-0652

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減に係る基準額が変更されます。

均等割額の軽減措置

| 均等割額<br>軽減割合 | 対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)       |   |
|--------------|--|---|
|              | 現行                                       | 改正後                                     |
| 5割           | 43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 | 43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下  |
| 2割           | 43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下    | 43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

お忘れの申請はありませんか

以下に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

| 種類                                    | 消滅時効の期間 | 起算日                                 |
|---------------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 高額療養費<br>入院時食事療養費                     | 2年間     | 診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日) |
| 高額介護合算療養費                             |         | 基準日の翌日                              |
| 療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費) |         | 費用を支払った日の翌日                         |
| 葬祭費                                   |         | 葬祭を行った日の翌日                          |

※高額療養費および高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。